

(意見募集用 用紙)

食の安全・安心及び食育に関して講じた施策等に関する意見

- 住 所 〒060-0003
札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟
- 電話番号 (011) 221 - 4217
- 氏 名 一般社団法人 北海道消費者協会 (担当：中田)

(1) 食品表示の消費者への普及啓発等について基本計画に盛り込むべきである。

平成27年4月の食品表示法の施行、平成29年9月の新しい原料原産地制度など近年、食品表示制度が目まぐるしく変化している。また今後も遺伝子組換え表示などの変更も予想される。食品表示は消費者が商品を選択する際の重要な情報であり、どのような制度であるのか消費者はもとより関係団体などへの普及啓発の具体策を基本計画に盛り込むべきである。

また、「賞味期限」「消費期限」の正しい理解の推進を基本計画に盛り込むべきである。消費者の過度な鮮度志向などにより、「賞味期限」「消費期限」は「廃棄期限」と誤解されているきらいがある。正しく理解してもらうことにより食品ロスを削減できるだけでなく、食料の生産や輸送時のエネルギー削減にもつながる。

(2) 農作物種子の安定生産・安定供給について基本計画に盛り込むべきである。

食の安全・安心を確保するためには、元となる農産物が安心、安全である必要がある。しかし、主要農作物種子法が廃止され種子の安定生産・安定供給に支障が出る可能性がある。これからも北海道が責任をもって地域の種子の品質向上や安定供給のシステムを維持していくことを基本計画に盛り込むべきである。

(3) 新たな育種技術 (NPBT) は安易に推進しないことを基本計画に盛り込むべきである。

近年、ゲノム編集などの遺伝子組換え技術を用いた育種が研究され、農作物への実用も近いと言われている。しかしながら規制や表示などの整備は遅れており、遺伝子組換え技術を用いた育種の是非を含め道民の理解は十分ではない。農作物の安全・安心は食の安全・安心に直結する。また、北海道はクリーン農業や有機農業を推進する立場からも新たな育種技術 (NPBT) は安易に推進しないことを基本計画に盛り込むべきである。

(4) 機能性食品やいわゆる健康食品の監視を基本計画に盛り込むべきである。

特定保健用食品 (トクホ) や機能性表示食品の市場が拡大しているが、一方で平成28年にトクホの取り消しという事件も起きている。北海道は北海道食品機能性表示制度を実施しているので、対象商品の抜き打ち調査を行い、機能性成分の検査など監視を行うべきである。また、同様に北海道で流通するトクホや機能性表示食品も抜き打ち調査で検査をして監視を強めて行くべきである。

提出先・問合せ先

北海道農政部食の安全推進局食品政策課 連携・安全グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電 話 011-231-4111 (内線27-694、27-695)

直通電話 011-204-5430

F A X 011-232-7334

E-mail shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.jp

※任意の様式により提出する場合は、住所、氏名(法人・団体名)電話番号をお忘れなくご記入ください。